

男女の賃金の差異

公表日：2023年12月 1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	100.0%
正職員	100.0%
パート・有期職員	100.0%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、各種手当、賞与等を含む。

正職員：当院から他院への出向者を除く。

パート・有期職員：パートタイマー、嘱託職員を含む。